

一方、独禁法に照らして首をかしげたくなる案件が中国で散見されるのは事実だ。鉄道車両を製造する2大国有企业の合併や、市場占有率が合わせて9割を超える2大タクシー配車アプリ会社の合併などだ。これでは自国企業には甘いと言われても仕方がない。

医療行為にともなう死亡事故の原因究明と再発防止を目的とした医療事故調査制度が、10月に始まる。ところが細則を定めるため厚生労働省が設けた検討会の議論が紛糾している。いま一度、原点に立ち返って、遺族も納得できる仕組みを目指してほしい。

遺族も納得の医療事故調に

患者が亡くなったとき、遺族は病院など医療機関の説明に納得できない場合がある。真相を明らかにし責任を追及するため訴訟を起訴することも珍しくない。しかし裁判は長引きがちで遺族も病院も疲弊する。しかも真相は不透明なまま、ということもある。

競争政策の法体系は日米欧の間でも整合性が十分ではない。日本は将来的な制度調和を視野に米欧と協調し、中国を恣意的ではない制度の整備と運用へと導くよう対話を深めるべきだ。それは習近平政権の改革の本気度を瀕踏みすることにもなる。

責任の追及より原因の究明と再発防止を重視し、医療の質を上げていこうという仕組みが、事故調査の制度だ。

予期しない死亡事故が起つた場合、病院は新設される「医療事故調査・支援センター」に届け出たうえで、外部の専門家も交えた調査組織を院内に設けて調査を実施し、報告書をまとめる。

この調査結果に納得ができない場合は、センターに再調査を依頼できる。

これまで遺族はほとんど情報のない状況の中で苦しんできた。事故が起きた場合、病院はまず誠心誠意、遺族に対して説明を尽くすべきであることは論をまたない。結果の説明の手法についてだ。一部の医療関係者は「口頭説明でよい場合もある」と主張する。遺族側は「落ち着いて理解するためにも報告書を遺族に渡してほしい」と訴えている。

報告書を手渡すと責任追及のための訴訟などに利用されるのではないか、との心配が医療側にはあるようだ。しかし、2013年に新制度の骨格を定めるために設けられた検討会の報告書は、院内調査報告書について「遺族に十分説明の上、開示しなければならない」と明記している。

これまで遺族はほとんど情報のない状況の中で苦しんできた。事故が起きた場合、病院はまず誠心誠意、遺族に対して説明を尽くすべきであることは論をまたない。医療者の懸念に一定の配慮は必要だが、基本を忘れずに制度をつくつてもうしたい。